



平成25年8月29日 発表

担	三重労働局労働基準部健康安全課 健康安全課長 日美昌平 課長補佐 山川弥寿正
当	TEL(059)226-2107

報道関係者 各位

### 「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

期間：平成25年9月1日～9月30日

三重労働局（局長 畑中啓良）では、「健康づくり大キャンペーン」の一環として、本年9月の「職場の健康診断実施強化月間」（別添資料1参照）中に、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を徹底するため、集中的・重点的な事業場指導を行うこととしました。

県内では、定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は48.4%（平成24年）となっており、依然として、職場の労働者の約半数に健康に影響を与えるリスクが存在しています。このため、事業者において健康診断の実施を徹底し、健康診断結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施することが重要となっています。

三重労働局及び管下の労働基準監督署は、各事業場への安全衛生指導時などに安全衛生法に基づく健康診断の実施徹底及び定期健康診断の結果に基づく措置（事後措置）の実施確認を一層強力に進めていくこととしています。

#### ～「健康づくり大キャンペーン」～

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略市場創造プランの柱の一つとして、『国民の「健康寿命」の延伸』がテーマとして掲げられています。国民の健康寿命の延伸を図ることで、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、結果として社会保障制度を持続可能なものとするためには、定期健康診断、特定健康診査やがん検診等の各種健（検）診制度による生活習慣病等をはじめとした疾病の予防・早期発見を図ること等が重要であり、「日本再興戦略」のロードマップにおいても、「健診受診率の向上」が目標として掲げられています。

厚生労働省では、その目標達成のため、本年9月に健診受診率の向上などに向けた「健康づくり大キャンペーン」（別添資料2参照）を開始することとし、その一環として、全国労働衛生週間（10月1日～7日）の準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」としたものです。